

## 見方を変える

浅科中学校 三年 山浦 奏太

ここに一つ、例を提示します。ある男の子A君がいます。Aくんはベランダの扉を閉めました。しばらくすると、扉を叩く音が聞こえてきました。AくんはBくんがベランダにいるのに、扉を閉めてしまいました。ベランダに出るのは禁止でした。翌日、Bくんの保護者は、これをいじめだとし、学校側に訴えました。

みなさんは、このAくんの行為をいじめだと思いますか。おそらく、「ベランダは出るのが禁止だからベランダにいたBくんが悪い」または「ベランダを確認しなかったAくんが悪い」などの意見がでてくるでしょう。

私は、ベランダは出るのが禁止だったのでBくんの方が比較的悪いのではないかという意見です。ですが、Bくんの立場になって考えてみれば、もちろん別の考えをもつ人もいるでしょう。そこで、いじめはどのようなものか調べ、考えてみたいと思います。もしかしたら、意見がかわる人もいるかもしれません。

それではまず、どのようなことがいじめになってしまうのか、いじめの定義について考えていきましょう。

みなさんが一度は聞いたことのある、「本人がいじめだと思ったらそれはいじめになる」という言葉。たとえば、悪口や暴言、一方的な暴力はまぎれもなくいじめにつながりますし、本人が嫌そうな顔をしていなかった、「やめて」など声に出さなかったとしても、相手の立場に立って考えなくてははいけません。いじめがエスカレートすること

を恐れ、言えない。また、周りの人が言えないというパターンもあります。これは、言ったら次は自分がいじめられるという恐怖心からでしょう。いずれにしても、自分はよくても相手は嫌かもしれない、そういう考えが大切だと思います。しかし善意で相手に注意した、故意ではないがボールを相手の顔に当ててしまった、という場合はどうでしょう。相手が「これはいじめだ」と言ってしまったらいじめになってしまうのでしょうか。

ここで、法律ではどうなっているのかを調べてみましょう。そもそもいじめの法律なんてあるの、と疑問に思う人もいるかもしれませんが。しかし、平成二十五年六月二十一日に「いじめ防止対策推進法」が可決・成立となりました。この法律での「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということだそうです。個人的な解釈だと、「本人がいじめだと判断したらいじめ」ということですね。つまり、あの言葉は法律上合っていたということになります。

しかし、法律上合っているからというだけで、善意での注意や故意ではない事故まで「本人がそう感じたからいじめだ」としてしまって本当によいのでしょうか。二人の関係性はどうか、やった方はどんな気持ちでやったのかなど、当事者の関係や気持ちを大事にしてひとつの出来事を色々な方向から見方を変えて見るのが大切だと思います。

そして、もしいじめがあったら心のケアを忘れてはいけません。い

じめを受けた人は、少なからず傷を負っていますから。かといって、いじめた側を一方的に叱るのも間違っているかもしれません。確かに、退屈のぎやおもしろ半分をやっている人もいるかもしれませんが、家庭に不満を持っている人や、ストレスが溜まっている人もいじめをしてしまう可能性があります。だからこそ、一方的にいじめた側を悪と見るのではなく、理由を聞き、正しく対処しなくてはならないと思います。

ここまで様々なことを調べてきましたが、いじめ防止対策推進法ができて、いじめが減っているように見えません。実際、いじめ防止対策推進法が成立した2016年の小中学校、高校、特別支援学校を合わせた全国のいじめ認知件数は54万3933件ですが、昨年2022年のいじめ認知件数は61万5351件で、むしろ増えているのです。これは法律だけではいじめを減らすことができないということを示しています。いじめを減らすためには、一人ひとりがいじめについて色々な見方で考え、異なる見方から出てきた意見を大切にしながら話し合うことが大切だと思います。

ここで最初の質問に戻ります。あなたはAさんがいじめをしたと思いますか。Aさんはどんな気持ちで扉を閉めたのでしょうか。閉じ込められたBさん本人はどう思っているのでしょうか。学校に訴えたBさんの保護者はどう思っているのでしょうか。AさんとBさんの普段の関係はどうなのでしょう。色々な人の立場に立ってみて、色々な見方をしながら考えたり、周りの人と意見を交換したりしてみてください。さ。

この意見文を通して少しでも深くいじめについて考えてもらえたら、幸いです。